

様式第6号(第17条)

会 議 録

| | | | | | |
|-------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------------|---------------------|----------|
| 会議の名称 | | 2019年 第5回 春日部市農業委員会総会 | | | |
| 開催日時 | | 令和元年5月23日(木) | | 開 会 | 午前10時00分 |
| | | | | 閉 会 | 午前11時00分 |
| 開催場所 | | 春日部市役所2階全員協議会室 | | | |
| 議長氏名 | | 会 長 齋藤 敏夫 | | | |
| 出席者 | 農業委員 | (出席人数: 19人) | | | |
| | | 1 | 川鍋 信一 | 11 | 伊藤 弘子 |
| | | 2 | 齋藤 千松 | 12 | 横井 貞夫 |
| | | 3 | 鈴木 宏 | 13 | 折原 みち子 |
| | | 4 | 水口 健二 | 14 | 前島 喜一 |
| | | 5 | 小川 利雄 | 15 | 小澤 治夫 |
| | | 6 | 高橋 公彦 | 16 | 内田 高由 |
| | | 7 | 萩原 勝 | 17 | 小久保 静夫 |
| | | 8 | 星野 治三郎 | 18 | 市川 大倫 |
| | | 9 | 渡邊 幸夫 | 19 | 齋藤 敏夫 |
| | | 10 | 山崎 勇喜 | | |
| | 事務局 | (出席人数: 5人) | | | |
| | | 農業委員会事務局長 関口 信義 | | 農業委員会事務局次長 金子 昌行 | |
| | | 農地振興担当主幹 藤浪 一夫 | | 農地振興担当主査 中澤 ますみ | |
| 農地振興担当主事 加藤 祐一 | | | | | |
| 市長部局 | (出席人数: 2人) | | | | |
| | 環境経済部農業振興課課長 福井 聖士 | | 都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾 | | |
| 農地利用最適化 推進委員 | | 鈴木嘉一・小川優・金重一夫・野村三男・岡田實・石井茂・ 田口守 | | | |

| 次第及び公開、一部公開、非公開の区分 | 議案第1号農地法第3条（委員会）について：公開 議案第3号農地法第5条（知事）について：公開 議案第4号租税特別措置法適格者証明について：公開 議案第5号生産緑地法従事者証明について：公開 | | | | | | | | |
|---|--|-------|------|---|-------|---|-------|---|------|
| 一部公開・非公開の場合はその理由 | <input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当： | | | | | | | | |
| 配布資料 | 次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書 | | | | | | | | |
| 会議録の作成方法 | <input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 | | | | | | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | | | | | | | | |
| 会議録署名の指定 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>川鍋 信一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>齋藤 千松</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>鈴木 宏</td> </tr> </tbody> </table> | 議席番号 | 委員氏名 | 1 | 川鍋 信一 | 2 | 齋藤 千松 | 3 | 鈴木 宏 |
| | 議席番号 | 委員氏名 | | | | | | | |
| | 1 | 川鍋 信一 | | | | | | | |
| | 2 | 齋藤 千松 | | | | | | | |
| 3 | 鈴木 宏 | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">1</td> <td>川鍋 信一</td> </tr> </tbody> </table> | 1 | 川鍋 信一 | | | | | | | |
| 1 | 川鍋 信一 | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">2</td> <td>齋藤 千松</td> </tr> </tbody> </table> | 2 | 齋藤 千松 | | | | | | | |
| 2 | 齋藤 千松 | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">3</td> <td>鈴木 宏</td> </tr> </tbody> </table> | 3 | 鈴木 宏 | | | | | | | |
| 3 | 鈴木 宏 | | | | | | | | |

| 発 言 者 | 発言内容 ・ 決定事項 |
|--------------|---|
| 議長 | <p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2019年第5回総会を開会いたします。本日、欠席の通告はございません。在任委員19名が、出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p> |
| 運営委員会 委員長 | <p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (2) 緑の募金運動の協力依頼について (3) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について (4) 平成30年第8回総会農地法第3条申請番号33番の再審査について (5) 令和2年度農林関係税制改正に関する要望について (6) 農地利用最適化推進施策に関する政策提案意見の県の対応状況の送付と各農業員会における市町村等への意見提出内容の報告依頼について (7) 令和元年度埼玉県農業者年金加入推進活動計画について (8) 農地利用最適化推進委員の公募状況について (9) 農地利用最適化推進委員担当地区等の見直しについて (10) 令和元年度農業委員会視察研修について <p>の件につきまして、協議しました。</p> |
| 議長 | <p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）について」1議案8件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）について」1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）について」1議案6件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」1議案4件</p> <p>日程5 議案第5号「生産緑地法従事者証明について」1議案1件、合計5議案となります。なお、日程1「農地法第3条（委員会）について」の申請番号15番、16番及び日程2「農地法第4条（知事）」の申請番号9番が取下げになりました。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号1番川鍋信一委員、2番齋藤千松委員、3番鈴木宏委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは、議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）について」を議題といたします。申請番号13番、17番から21</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | 番について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>議案第1号「農地法第3条（委員会）について」、申請が6件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号13番について、申請地の農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確認できなかったため、2019年4月からの継続案件です。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号17番について、申請理由は、世帯内の贈与です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項第1号に該当しています。農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号18番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号19番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号20番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図13頁14頁、詳細図は15頁16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号21番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>お諮りいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 （なしの声あり）</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、申請番号13番、18番、21番について、担当地区の岡田 實 推進委員より意見を求めます。</p> |

| | |
|------|---|
| 推進委員 | <p>申請番号13番について、令和元年5月13日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地について、境界杭がなく場所の確認ができず、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できませんでした。次に、申請番号18番について、令和元年5月13日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。申請番号21番について、令和元年5月13日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請人の所有地に雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できませんでした。しかし、事務局より代理人に指導したところ、是正が完了いたしました。</p> |
| 議長 | <p>次に、申請番号17番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。</p> |
| 推進委員 | <p>申請番号17番について、令和元年5月14日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請人保有農地について、竹が生い茂り、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上の事から問題ありとして意見を述べ報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、申請番号19番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。</p> |
| 推進委員 | <p>申請番号19番について、令和元年5月17日午後1時30分より農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、申請番号20番について、担当地区の野村三男推進委員より現地調査の意見を求めます。</p> |
| 推進委員 | <p>申請番号20番について、令和元年5月13日午前9時30分より農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第</p> |

| | |
|------|--|
| 推進委員 | 2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。 |
| 議長 | 次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番水口健二委員より申請番号13番、17番から21番の事前審査の報告を求めます。 |
| 委員 | 申請番号13番、17番から21番について、事前審査の報告をします。申請番号13番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、場所がわからないため、現地確認ができなかったと報告がありました。事務局より代理人に指導し、申請地の現地調査をしたところ、境界杭が設置され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。よって、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。次に、申請番号17番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人の保有農地について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告がありました。保有農地について現地確認したところ、竹が生い茂り、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため、事務局より申請人に指導したところ是正の意志を示したため、事前審査委員5人で合議により保留とし、継続審査と決しました。次に、申請番号18番から21番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人の保有農地について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。 |
| 議長 | これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 |
| 議長 | (なしの声あり) |
| 議長 | お諮りいたします。事前審査委員より、申請番号17番について、保留とし継続審査とする報告がありました。よって、17番と、18番から21番について、別に採決いたします。これにご異議ございませんか。 |
| 議長 | (なしの声あり) |
| 議長 | 異議なしと認めます。申請番号13番、18番から21番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 |
| 議長 | (全員起立) |
| 議長 | 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請 |

議長

番号13番、18番から21番を許可と決しました。次に、申請番号17番について、事前審査委員の報告のとおり保留とし、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

議長

(全員起立)

起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号17番を継続審議とすることといたします。次に、日程2議案第2号「農地法第4条(知事)について」は申請が取下げとなったため、日程3に移ります。日程3議案第3号、「農地法第5条(知事)について」を議題といたします。申請番号30番から35番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が6件あったので、審議を求めます。議案書8頁をご覧ください。申請番号30番について申請法人は、し尿の収集等を営んでいます。転用計画は、既存の業務用地の代替として、駐車場及び資材置場を設置するためです。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号31番について、申請法人は、特定資産の管理及び処分に関する業務を営んでいます。転用計画は、倉庫を建設するためです。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。網掛け部分が転用地です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。次に、申請番号32番について、申請法人は、土木建設業を営んでいます。転用計画は、資材置場を設置するためです。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区に除外の申請はしていますが、支障ない旨の意見書の添付がありません。接続道路は、西側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、フェンスを設置します。資金計画については、自己資金として通帳

事務局

の写しが添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。添付書類に不備があり、補正を促しましたが提出されません。次に、申請番号33番について転用計画は、駐車場の敷地拡張です。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は、北側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号34番について転用計画は、長屋住宅5戸を建築するためです。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は、西側の市道に接続しています。隣接農地はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、私設排水管に接続し排水します。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。次に、申請番号35番について、転用計画は、保育所を建築するためです。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。網掛け部分が転用地です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。接続道路は、東側、南側、道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、私設排水管に接続し排水します。資金計画については、自己資金として残高証明書及び融資資金として交付金協議書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。説明は以上です。

議長

次に議席番号15番小澤治夫委員より申請番号30番から35番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号15番小澤治夫です。申請番号30番、33番、34番について、事

| | |
|----|---|
| 委員 | <p>前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、雑草が生い茂り、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できませんでした。そのため、埼玉県の審査にあたっては、申請地の適正かつ効率的な利用を確認した後に審査することが望ましい旨の意見を付けることを条件とし、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。次に、申請番号32番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、添付書類が不足しているため、埼玉県の審査にあたっては、書類提出後に、審査する旨の意見を付けることを条件とし、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。次に、申請番号31番、35番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p> |
| 議長 | <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| 議長 | <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号30番、33番、34番について、事前審査委員より、申請地の適正な利用を確認した後に審査することが望ましい旨の意見を付する必要があると報告がありました。申請番号32番について、事前審査委員より、不足書類提出後に、審査する旨の意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号30番、33番、34番と、32番と、31番、35番を別に審議することに異議ございませんか。</p> |
| 議長 | <p>(なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。申請番号30番、33番、34番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> |
| 議長 | <p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号30番、33番、34番を許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号32番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号32番</p> |

議長

を許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号31番、35番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

議長

(全員起立)

起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号31番、35番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

また、31番につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号13番から16番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が4件あったので、審議を求めます。議案書11頁をご覧ください。まず初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号13番について、2019年第2回に申請し、農地の適正な利用が確認できなかった申請地を除いて証明しました。この度は是正が完了したため、再申請です。案内図は33頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を贈与したことにより、贈与税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は90日です。次に申請番号14番について、案内図は34頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は140日です。次に申請番号15番について、案内図は35頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。年間従事日数は240日です。次に申請番号16番について、案内図は36頁、37頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は90日です。説明は以上です。

議長

次に申請番号13番について、担当地区の田口守推進委員より意見を求めます。

推進委員

| | |
|------|--|
| 推進委員 | 申請番号13番について、令和元年5月20日午前11時より農業委員と推進委員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。 |
| 議長 | 次に、申請番号14番について、担当地区の鈴木嘉一推進委員より意見を求めます。 |
| 推進委員 | 申請番号14番について、令和元年5月15日午後12時より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。 |
| 議長 | 次に、申請番号15番、16番について、担当地区の金重一夫一推進委員より意見を求めます。 |
| 推進委員 | 申請番号15番、16番について、令和元年5月16日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。 |
| 議長 | 次に議席番号13番折原みち子委員より申請番号13番から16番の事前審査の報告を求めます。 |
| 委員 | 議席番号議席番号13番折原みち子申請番号13番から16番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。 |
| 議長 | これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 |
| 議長 | (なしの声あり) 質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号13番から16番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 |

議長

(全員起立)

起立全員です。議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号13番から16番について証明書を発行することと決しました。次に、日程5議案第5号「生産緑地法従事者証明について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号「生産緑地法従事者証明について」証明願が1件あったので、審議を求めます。議案書の15頁をご覧ください。まず初めに、生産緑地について簡単にご説明します。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっていきます。一定の事由の1つ目が、指定から30年を経過したとき、2つ目が、主たる従事者が死亡したとき、3つ目が主たる従事者が故障等で農業に従事することができなくなった場合となります。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。申請番号1番について、第1008号生産緑地地区の全部です。案内図は38頁となります。現地写真についてはスクリーンをご覧ください。申請理由は事由発生者が、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が平成31年4月にされたことにより、この度の申請に至ったものです。お手元の議案第5号の参考資料をご覧ください。生産緑地法第10条の2の太字のとおり、主たる従事者には一定以上農業に従事している者を含みます。一定以上については、生産緑地法施行規則第3条に主たる農業従事者が65歳未満の場合は従事日数の8割、65歳以上の場合には従事日数の7割と記載されています。申請人が主たる農業従事者で77歳、従事日数は120日です。事由発生者は、従事日数は85日です。主たる農業従事者が65歳以上のため、事由発生者の従事日数は申請人の従事日数の7割を超えています。説明は以上です。

議長

次に、申請番号1番について、担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号1番について、令和元年5月13日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長

次に議席番号13番折原みち子委員より申請番号1番の事前審査の報告を求

| | |
|----|---|
| 委員 | めます。 |
| 議長 | 申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。 |
| 議長 | これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 |
| 議長 | (なしの声あり) 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号1番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 |
| 議長 | (全員起立) 起立全員です。議案第5号「生産緑地法従事者証明について」申請番号1番について証明書を発行することと決しました。次に、日程6報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)について」日程7報告第2号「農地法第4条(届出)について」日程8報告第3号「農地法第5条(届出)について」日程9報告第4号「農地法第18条(通知)について」日程10報告第5号「違反転用事案報告について」につきましては、議案書の16ページから21ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。 |
| 議長 | (なしの声あり) 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2019年第5回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を11時10分から同会場で開催いたします。 閉会(午前11時00分) |

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番